

第1 審査会の結論

審査請求の対象となった本件公文書について、実施機関が行った不開示決定は妥当である。

第2 審査請求及び諮問の経緯

1 公文書開示請求

審査請求人は、鳴門市情報公開条例（平成13年鳴門市条例第34号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき鳴門市長（以下「実施機関」という。）に対して、平成29年1月27日に下記の文書について開示請求を行った。

件名：「県の平成27年6月10日の環境対策特別委員会の議会答弁で鳴門市の施設の設置届で流動床式ガス化溶解炉として受理しているが、廃棄物関係法令上の熱分解施設には分類されていないと説明している。

①鳴門市の施設が熱分解施設でないとする県に、実施設計で変更後、県に説明した資料及び根拠となる文書一切

②県に鳴門市が説明した施設の燃焼室の各容積及び燃焼ガス滞留時間2秒以上を確保する場所が分かる文書」

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年2月6日に該当する公文書について「該当する公文書は不存在」であるとし、不開示決定を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年3月30日付けで、審査請求人は本件不開示決定を不服として行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して「本件処分は不当である。」として審査請求を行った。

4 諮問

平成29年4月12日、実施機関は鳴門市情報公開・個人情報保護審査会（以

下「当審査会」という。) に対して、当該審査請求について諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件不開示決定を取り消すとの決定を求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書、意見書及び口頭意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

焼却施設について、実施設計で変更した内容を県に説明した資料及び根拠となる文書が不存在であることは、一般常識では考えられない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び意見聴取を要約すると、本件処分理由は、おおむね次のとおりである。

鳴門市の施設が廃棄物関係法令上の熱分解施設に分類されないとの県の説明は、設置届に基づいたものであり、実施設計での変更とは無関係であり、開示できる文書が存在しない。

また、施設の燃焼室の各容積及び燃焼ガス滞留時間2秒以上を確保する場所についての説明は、全て口頭にて行われているため、開示できる文書は存在しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について、審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書について

審査請求人は、審査請求の趣旨として、審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求めており、本件対象公文書が不存在であることは一般常識では考えられないと主張している。

そこで、当審査会としては、本件対象公文書が不存在であることの妥当性に

ついて審査する。

2 本件対象公文書が不存在であることの妥当性について

実施機関の説明によると、まず、鳴門市の施設が廃棄物関係法令上のいかなる施設に該当するかについて県に説明した事実はないとのことであり、県の説明は設置届に基づいてなされているとのことである。

当審査会において平成27年6月10日の徳島県議会環境対策特別委員会の会議録を確認したところ、当該委員会における県の説明要旨は、鳴門市の施設は「流動床式ガス化溶融炉」という名称であるが、熱分解したガスを燃焼させる施設であるので廃棄物関係法令上の焼却施設であり、熱分解施設ではないということを設置届に基づき述べたものである。一方、実施機関も鳴門市の施設は焼却施設であると認識しているものであり、県に対し、法令上の施設の位置づけについて実施機関が県に説明する必要性はなく、実施機関の説明に不合理な点は認められない。

次に、施設の燃焼室の各容積及び燃焼ガス滞留時間2秒以上を確保する場所についての県に対する説明は、全て口頭により行われているとのことであり、県に対する説明が法的に書面によることを義務付けられたものではないことからすれば、対象公文書を作成し、又は保存していないという実施機関の説明は不合理とまでとは言えない。

したがって、審査請求人が求めている本件対象公文書は存在するものと推認することはできないため、対象公文書が不存在であることを理由に不開示とした実施機関の決定は妥当であると認められる。

3 結論

以上のことから、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 附帯意見

当審査会の判断は以上のとおりであるが、市が市民に市政の諸活動を説明する責務を負っていることに鑑み、本件における実施機関の対応についても議論をした。そこで、それを踏まえて次のとおり意見を付する。

本件のように住民にとって関心の強い事案で問題となっている事項について、口頭による報告・説明のみで、復命その他何ら記録を残していない扱いは、当時、実施機関内部で情報が共有されていたとはいえ、実施機関が負うべき説明責任の観点から望ましいものではないと思料する。

実施機関として、その諸活動を住民に説明する責務を全うする上でも、今後、このような文書の作成・保存については、十分な配慮がなされるよう要望するものである。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過等は、次のとおりである。

年 月 日	処理経過内容
平成29年 4月12日	諮問書の受理
4月26日	実施機関理由説明書の受理
5月11日	審査請求人意見書の受理
5月24日	・ 審議
7月 5日	・ 審査請求人による口頭意見陳述 ・ 実施機関による理由説明の聴取 ・ 審議
9月 4日	・ 審議
10月23日	・ 答申